

## 暫定単価方式試行要領

### 1 概要

「暫定単価方式」は、土地改良事業積算資料（単価編）及び森林土木積算資料（単価編）、積算基準書等に記載がなく、特別調査や見積徴収が必要な単価、歩掛が含まれる工事及び工事の積算体系で積算する委託業務（以下、「工事等」という。）において、当初積算時に、特別調査や見積徴収等に時間を要する場合、早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を用いて積算し、設計金額を算定する方式である。

### 2 適用対象

徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する工事等に適用する。

### 3 実施方法

#### （1）当初設計書

- ①暫定単価の対象は、特別調査や見積りが必要な単価及び歩掛を含む工種とする。
- ②暫定単価を用いた工種については、単価名称欄等に【暫定単価】と明記する。
- ③暫定単価の金額は、過去の類似・同等の単価及び歩掛を参考に設定し、原則、直接工事費に占める割合は20%以下とする。
- ④設定した暫定単価は、見積参考資料の見積単価一覧表に暫定単価として明記する。

#### （2）契約後

- ①特別調査や見積徴収等の完了後、速やかに適切な単価及び歩掛を変更指示書により受注者に通知する。

#### （3）変更設計書

- ①暫定単価については、適切な単価及び歩掛に変更し積算する。
- ②単価名称等の【暫定単価】の記載は削除する。

### 4 特記仕様書への明示

暫定単価方式を適用する場合、特記仕様書において本試行要領の対象工事等であることを明示する。

### 附則

令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

## 【 暫定単価方式の実施フロー 】

